

広域認定制度による 使用済み産業用蓄電池の適正処理について

使用済み産業用蓄電池は有害物質を含むために、法の規定に則した適正な処理が必要です。また、貴重な資源も含んでいるため、新たな蓄電池の原料としてリサイクルされています。一般社団法人電池工業会会員を含む蓄電池製造者等は、産業用蓄電池処理に対して環境省から広域的な処理を行う者として2014年2月に認定（認定番号 第234号）され、地方自治体の廃棄物業許可を不要とする特例制度にて共同で適切に処理（引取りから再資源化まで）することが可能です。

処理可能対象産業用蓄電池※1)

(電源装置及びそれらの付属品含む)

ベント形据置鉛蓄電池(触媒栓式含む)、
制御弁式据置鉛蓄電池、小形制御弁式鉛蓄電池、
据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
(触媒栓式含む)、
シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、
電気車用鉛蓄電池、船用鉛蓄電池、
電源装置及びそれらの付属品(整流器、充電器、
インバーター、蓄電池盤、電池架台、接続線等)

※1) 上記製品は国産品、輸入品を問わず全て該当



お客様

使用済み産業用蓄電池の処理方法を教えてください。

合法的であって、楽な方法があるとよいのですが。

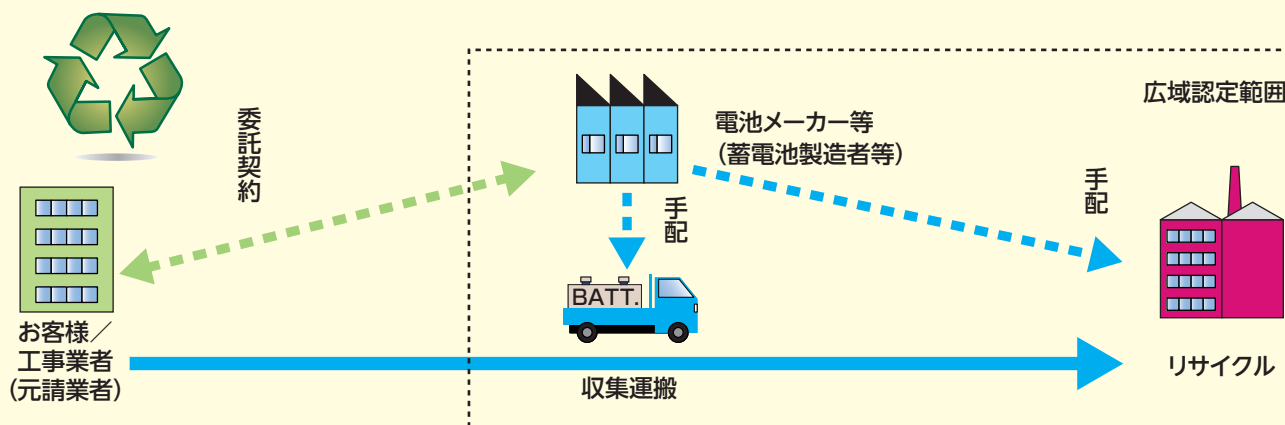


蓄電池メーカー
(販売会社)

蓄電池メーカーに処理委託すれば面倒な手続きは不要です。

使用済み産業用蓄電池の処理方法

お客様が、蓄電池製造者等（広域認定者）へ処理を委託した場合、収集運搬業者及び処理業者と契約する必要はありません。一般社団法人電池工業会会員を含む蓄電池製造者等の広域認定システムでは、産業廃棄物管理票の写しを発行することも可能です。



一般社団法人 **電池工業会**
BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN

産業用蓄電池処理に係るよくある質問

	質 問	回 答
1	広域認定の処理でメリットはありますか	当該認定会社はCSRの観点から不適正処理による環境汚染を防止します 更に国内資源循環を推進することで資源再利用に貢献します
2	広域認定では委託するメーカーの製品しか処理できないのですか	広域認定は共同で認定取得していますので、どのメーカーに依頼されても処理可能です
3	契約はどのように行いますか	委託する下記認定者と契約することで、収集運搬・処理業者との契約は不要となります
4	特別産業廃棄物管理責任者は必要ですか	排出方法により異なりますので委託先に確認して下さい
5	量が少ない場合はどうしたらよいですか	密閉形蓄電池は宅配便の利用が可能です 液式蓄電池については下記認定者にご相談下さい
6	自動車用蓄電池も引き取ってもらえますか	一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会（略称SBRA） 03-5425-2080にお問い合わせ下さい
7	工事業者が排出者になれますか	可能です
8	製品購入は無く、処理のみの委託はできますか	可能です
9	回収依頼はどうしたらよいのですか	下記広域認定処理会社に確認願います
10	費用はどうなりますか	
11	排出者の各自治体への処理報告は必要ですか	一般的な廃棄物処理では必要ですが、広域認定制度を利用する場合は不要です（広域認定者が環境省へ報告します）

広域的処理認定業者として認定された会社

会 社 名	連 絡 先
古河電池株式会社	045-336-5055
株式会社GSユアサ	075-312-0448
日立化成株式会社 日立バッテリー販売サービス株式会社	0595-64-2211
株式会社 GSユアサ エナジー	053-577-3188

使用済み蓄電池の再資源化にご協力下さい

一般社団法人 電池工業会では資源の有効利用を目的として、蓄電池メーカーによる広域認定を利用したリサイクルを推進しております。

お問い合わせは…